

2016 年 12 月 8 日

みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザリー部

—中国（上海）自由貿易試験区関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

(第 434 号)

中国人民銀行上海本部、 自由貿易口座の対象を拡大 クロスボーダー金融機能も拡張へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行上海本部は、2016 年 11 月 18 日付で『自貿区のクロスボーダー金融サービス機能をさらに拡張し科学技術革新および実体経済を支持することに関する通達』（銀総部発[2016]122 号、以下『122 号通達』という）を公布しました。これは、『中国（上海）自由貿易試験区における金融開放革新試行のさらなる推進、上海国際金融センター建設の加速方案』（銀発[2015]339 号）の第（1）条および第（2）条¹を具体化したもので、中国（上海）自由貿易試験区（以下「上海自由貿易区」という）において自由貿易口座を開設できる個人の対象範囲を拡大し、クロスボーダーの金融機能も拡張しています。

□ 個人自由貿易口座の機能等拡張でハイエンド人材誘致

『122 号通達』は、上海科学技術革新センターの建設と実体経済へのサポートとしてのクロスボーダー金融改革について、10 項目にわたって言及しています。上海科学技術革新センターについては、2016 年 2 月 1 日に上海市人民政府が発表した『上海国民経済および社会発展“十三五”計画要綱』の中で、「世界的な影響力を有する科学技術革新センターの建設」と題した項目が設けられ、詳細に記述されています。

その科学技術革新センター建設において国外のハイエンド人材誘致を後押しするため、区内国外個人自由貿易口座（以下「FTF 口座」という）を開設できる個人の対象範囲を拡大しました。従来の FTF 口座の開設は、上海自由貿易区内で営業もしくは就職する国外個人に限られていましたが、その対象を上海市全域を範囲とする「上海科学技術革新職業リスト」²掲載企業（全 6,645 社）で就業する外国籍の個

¹ 『中国（上海）自由貿易試験区における金融開放革新試行のさらなる推進、上海国際金融センター建設の加速方案』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第 410 号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。
⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cnbd/report/branches/express/pdf/R419-0420-XF-0105.pdf>

² 「上海科学技術革新職業リスト」の詳細については、以下の URL をご参照ください。
⇒ <http://www.sheitc.gov.cn/rsjy/668833.htm>

人にまで広げ、FTF 口座を通じて、人民元および外貨のクロスボーダー金融サービス、預金・貸付・為替等など、就業・生活や投資に係わる金融サービスを受けることが可能になります。また、一部中国籍の人材についても、口座開設の対象範囲が上述リスト掲載企業にまで広げられています（図表 1 参照）。

【図表 1】 FTF 口座等個人口座で拡大された対象範囲と金融サービス

対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 関連認定標準に合致する外国籍のハイエンド人材 ✓ 「上海科学技術革新職業リスト」内機構に就業し、国外の永久居留証を有する中国籍人材 ✓ 中国で登録する国際的な組織に勤務し、国際雇用者として管理される個人 ✓ その他の条件に合致する「上海科学技術革新職業リスト」内機構で就業する国外個人等 	
	就業・生活関連 金融サービス	国外医療保健・子女教育・扶養費用等に関連するクロスボーダー金融サービス、もとの居住国／地域の不動産維持管理費用・住宅ローン・個人向けローン・積立金および養老保険の支払・医療保険の購入・公共料金の支払・関連贈与等
金融サービス	投資関連 金融サービス	国内外インセンティブ・ストック・オプション関連の金融サービスへの参与、投資・資産管理等の区内および国外資本項目における業務の関連金融サービス

（『122 号通達』に基づき、中国アドバイザリー部作成）

□ クロスボーダー金融機能の拡張で実体経済の発展推進

実体経済においては、分離記帳勘定ユニットの口座を利用することにより、「一带一路」、「走出去（海外進出）」に係わる国外の中資企業、合弁合作企業等はクロスボーダー投融資活動に関する業務が可能となり、多国籍企業グループは双方向人民元ブーリングが可能となる等、自由貿易口座の機能拡張が図られています（図表 2 参照）。

【図表 2】自由貿易口座の機能拡張内容（部分）

拡張された機能	国外のシード・ファンド、エンジェル・ファンド、ベンチャーキャピタル等：分離記帳勘定ユニットで口座を開設し、国内科学技術企業の各ライフサイクルでクロスボーダー投融資活動が可能
	区内で登録するクロスボーダー電子商取引企業：自由貿易口座を通じてクロスボーダー人民元・外貨決済サービスを受けることが可能
	多国籍企業グループ：オンショアの全機能型クロスボーダー双方向人民元ブーリングを設立し、グループ内クロスボーダー資金の資金集約的管理を展開することが可能
	「一带一路」および「走出去」に係る国外中資企業・合弁合作企業等：分離記帳勘定ユニットで口座を開設し、クロスボーダー決済、商務、貿易、投資活動に必要な国際・クロスボーダー決済為替、担保、融資、流動性およびリスク管理等の業務を行うことが可能

（『122 号通達』に基づき、中国アドバイザリー部作成）

『122 号通達』では、自由貿易口座のさらなる開放の枠組は提示されましたが、その手続等については具体的に述べられていません。そのため、実務等については当局に問い合わせたうえで進めていく必要があります。

*

『122 号通達』の詳細は、3 ページからの日本語仮訳および 9 ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザリー部】

(日本語仮訳)

中国人民銀行上海本部
銀總部發[2016]122號
自貿区のクロスボーダー金融サービス機能をさらに拡張し
科学技術革新および実体経済を支持することに関する通達

上海市各金融機構：

ここに『自貿区のクロスボーダー金融サービス機能をさらに拡張し科学技術革新および実体経済を支持することに関する通達』を印刷・配布する。遵守執行されたい。

付属文書：自貿区のクロスボーダー金融サービス機能をさらに拡張し科学技術革新および実体経済を支持することに関する通達

中国人民銀行上海本部
2016年11月18日

付属文書：

自貿区のクロスボーダー金融サービス機能をさらに拡張し
科学技術革新および実体経済を支持することに関する通達

『中国（上海）自由貿易試験区における金融開放革新試行のさらなる推進、上海国際金融センター建設の加速方案』（銀發[2015]339号第（1）および第（2）条）に基づき、ここに中国（上海）自由貿易試験区のクロスボーダー金融サービス機能をさらに拡張し上海科学技術革新センターの建設および実体経済を支持することについての関連事項を以下のように通知する。

1、上海科学技術革新等センターの建設における海外人材誘致のための関連サービスの提供を支持する

(1) 海外人材誘致を利便化し、世界的に影響力を有する科学技術革新等センターの建設に奉仕するため、金融機構が分離記帳勘定ユニットにおいて以下の人員のために口座を開設することを支持する。

- 1、関連認定基準に合致する外国籍のハイエンド人材、
- 2、「上海科学技術革新職業リスト」内の機構に就業し、国外の永久居留証を保有する中国籍の人材、
- 3、中国で登録する国際的な組織に勤務し、国際雇用者として管理される個人、
- 4、その他の条件に合致する「上海科学技術革新職業リスト」内の機構で就業する国外の個人等。

(2) サービスには、その国内就業および生活に関連する各種金融サービスを含むことができる；国外医療保健・子女教育・扶養費用等に関連するクロスボーダー金融サービス、もとの居住国／地域の不動産維持管理費用・住宅ローン・個人向けローン・積立金および養老保険の支払・医療保険の購入・公共料金の支払・関連贈与等；国内外インセンティブ・ストック・オプション関連の金融サービスへの参与；投資・資産管理等区内および国外資本項目における業務の関連金融サービスの展開；条件が成熟したとき、関連規定に基づき国内関連市場の投資に参入することを支持する。

(3) 銀行は、上海市公安局出入国管理局が確認・発行した『中華人民共和国外国人居留許可』（居留事由は就業とし備考欄に「人材」と注記、もしくは居留事由は就業とし、同時に「上海市科学技術革新職業リスト」内機構の就職証明、もしくは中国永久居留証を提出）および本人の有効な身分証明書（パスポート、海外居住の永久居留証等、写真つき身分証明書）により、「業務展開三原則」に基づき上述の条件に合致する人員に対して実名認証を行った後、それのために口座を開設し、ならびに関連サービスを提供しなければならない。分離記帳勘定ユニットにおいて取り扱う場合、口座番号の前綴りはFTFで始まらなければならない。

(4) 上述の人員が開設した口座の収入源は、本人の国内外の合法的収入でなければならない。他人のために代理徴収・支払をしてはならない。

2. 金融機構が科学技術革新ライフサイクルの規律に基づき全過程に行き届いたクロスボーダーサービスを提供することを支持する

現有の人民元・外貨口座サービスの基礎の上に、金融機構は分離記帳勘定ユニットに依って、科学技術革新のために全ライフサイクルの各種クロスボーダー金融サービスを提供することができる。

(1) 創意期および研究開発期。金融機構が、科学技術革新初期の創智天地（知識・イノベーション・コミュニティ（KIC））、インキュベーター、技術の収集等の経営主体がシード・ファンド、エンジェル・ファンド等を吸收・展開するクロスボーダー投融資活動のために関連クロスボーダー金融サービスを提供することを支持する。国外シード・ファンド、エンジェル・ファンド等は分離記帳勘定ユニットで口座を開設して国内の科学技術革新主体のために投資関連の決済等の業務を取り扱う。

(2) 成果の転化期および成長期。金融機構が科学技術革新早期の企業のためにベンチャーキャピタル資本、国外融資の吸収、および技術貿易の展開等のために関連自由貿易口座クロスボーダー金融サービスを提供することを支持する。国外ベンチャーキャピタル資本、融資提供主体等の関連主体は、分離記帳勘定ユニットで口座を開設し、国内科学技術革新主体のために投資関連の決済等の業務を取り扱う。

(3) 発展期および成熟期。金融機構が科学技術革新中後期の企業のためにクロスボーダー資金調達、増資・持株増、上場、買収・合併、技術貿易、フランチャイズ経営、資金集中管理等のための関連クロスボーダー金融サービスを提供することを支持する。

(4) 金融機構が上述の業務のために関連サービスを提供するとき、クロスボーダー取引の真実性、コンプライアンス性の原則を着実に遵守しなければならない。

3. 銀行がクロスボーダー電子商取引のためにクロスボーダー決済サービスを提供することを支持する

『國務院弁公庁によるクロスボーダー電子商取引の健全で速やかな発展を促進することに関する指導意見』（国弁発[2015]46号）および『本市クロスボーダー電子商取引の発展を促進することに関する若干の意見』（滬弁発[2015]32号）に基づき、上海地区の銀行および支払機構がクロスボーダー電子商取引企業のために自由貿易口座によるクロスボーダー金融サービスを提供することを支持する。

(1) 上海地区的銀行は直接、クロスボーダー電子商取引企業にサービスを提供する。銀行は区内で登録するクロスボーダー電子商取引企業のために口座を開設し、当該企業の真実のクロスボーダー

ダー電子商取引の必要に基づくクロスボーダー人民元・外貨決済サービスを提供することができる。クロスボーダー電子商取引企業の外貨決済業務は、「輸出した者が外貨を受取、輸入した者が外貨を支払」という原則を堅持しなければならない。クロスボーダー電子商取引の電子控えの情報フローは重要な業務資料として保管して検査に備えなければならない。

- (2) 銀行は支払機構と提携してクロスボーダー電子商取引企業のためにサービスを提供する。上海地区の銀行は提携する支払機構を慎重に選択し、準備金の安全を確保した上で、条件に合致し、かつすでにインターネット支払業務許可を取得した上海市支払機構法人のために口座を開設し、真実のクロスボーダー電子商取引に基づく人民元・外貨クロスボーダー支払サービスを提供することができる。
- (3) 銀行が直接もしくは支払機構と連携してクロスボーダー電子商取引企業のためにクロスボーダー決済業務を提供する場合、規定に基づき国内銀行の渉外受取・支払の関連証憑を記入・報告し、合わせて保管しなければならない。
- (4) 支払機構の顧客準備金のクロスボーダー人民元・外貨支払業務は『支払機構顧客準備金預金管理弁法』および中国人民銀行および国家外貨管理局のその他の関連顧客準備金の監督管理要求を遵守して執行しなければならない。
- (5) 銀行は支払機構とクロスボーダー電子商取引の人民元・外貨支払業務の協議を締結し、人民銀行上海本部に報告して届出しなければならない。銀行は中国人民銀行および国家外貨管理局の関連規定に基づき支払機構を通じて取り扱う人民元・外貨クロスボーダー支払業務の真実性およびコンプライアンス性に対して審査を行うことに責任を負わなければならない。
- (6) 支払機構が銀行に提出する外貨・人民元クロスボーダー支払業務は真実で合法的な貨物貿易およびサービス貿易（暫定的に貨物貿易およびサービス項目における留学教育、航空チケット、ホテル宿泊等3項目に限る）の取引背景を有していなければならない。同時に、国家関連法律規定に合致し、アンチ・マネーロンダリング、アンチ・テロ融資の審査職責を履行し、ならびに相応する取引記録を保管し、国家関連部門の検査に協力しなければならない。

4. 多国籍企業グループのために全機能型クロスボーダー双方向人民元プーリング等の資金集約的管理サービスを提供することを支持する

多国籍企業グループがオンショアの全機能型クロスボーダー人民元プーリングを設立し、世界規模で人民元資金を集中管理することを支持する。

- (1) 董事会の授権に基づき、多国籍企業の区内もしくは国外機構は全機能型のクロスボーダー双方向人民元プーリングを設立し、グループ内クロスボーダー資金の集中管理を展開することができる。
- (2) 全機能型プーリング業務を展開する多国籍企業グループは少なくとも3社もしくはそれ以上の国内外生産および経営型メンバー企業（輸出重点監督管理企業リスト内に加えられ、および貨物貿易名分類等級がB、C類の企業を除く）を含み、ならびに完全な年度の真実の財務会計報告表を提出することができなければならない。プーリング参加メンバー企業はその他のクロスボーダープーリングと重なってはならない。
- (3) 全機能型プーリングの運行中において銀行と企業の口座協議に基づき日中およびオーバーナイト貸越サービスを受けることができる。

- (4) 全機能型プーリングは国外メンバー企業と区内の主宰企業の間、もしくは国外主宰企業と区内メンバー企業の間で自ら通貨を選択し、資金を集中することを支持する。国外主宰企業もしくは区内主宰企業と国内区外メンバー企業の間は人民元で資金集中をしなければならず、人民元資金の「二線」集中はクロスボーダー融資マクロプルーデンス管理の枠組における双方向上限管理モデルを遵守しなければならない。すなわち、クロスボーダー人民元資金の純流出（入）額の上限=プーリング計上所有者権益×マクロプルーデンス政策係数、マクロプルーデンス政策係数は1とする。中国人民銀行上海本部は、国際収支情勢の変化および市場の需要に基づき調節を行うことができる。
- (5) 中国人民銀行上海本部は、ネガティブリスト管理モデルを模索し、全機能型プーリング口座をグループ内メンバー間の経営性融資需要、価値維持・増価を目標とする財務管理需要、グループ内およびサプライチェーンにおける集中受取・支払需要等を満足させるのに用いることを支持し、資金を非自社用不動産および株式市場への投資に用いることを厳格にコントロールする。全機能型プーリングは、関連規定に基づき国内関連市場に参入して投資を展開することができ、グループ本部が人民元資金のオンショア集約的管理を実現することを支持する。
- (6) 全機能型プーリングのクロスボーダー資金集中に参加する場合、企業は自社の生産経営活動および実業投資活動により発生するキャッシュフローでなければならず、外部融資により発生するキャッシュフローは、一時的に集中に参加してはならない。実際のオペレーションにおいては、一時的に未償還銀行貸付の残高から控除することで把握する。プーリングに参加するメンバー企業が輸出重点監督管理企業リストもしくは貨物貿易外貨分類等級のB、C類に動態的に調整される場合、期間中に全機能型プーリングの資金集中業務に参加しないこと。
- (7) 金融機構は、「業務展開三原則」に基づきアンチ・マネーロンダリング、アンチ・テロ融資および反租税回避等の関連業務を適切に遂行し、全機能型プーリング内の資金兌換および振替に對して妥当性のある評価および真実性の審査を強化しなければならない。
- (8) 金融機構は、中国人民銀行上海本部と協力し、設立した全機能型プーリングの多国籍企業グループおよび参加メンバー企業に対してシステム情報の初期化作業を適切に遂行し、データを遅滞なく、完全に、正確に送付することを確保しなければならない。

5. 金融機構が国際貿易融資および再融資業務を展開することを支持する

- (1) 金融機構が分離記帳勘定ユニットを通じて企業のために人民元・外貨の国際貿易融資を提供することを支持する。国際貿易融資は真実で合法的な国際貿易をその前提としなければならない。
- (2) 金融機構は国際貿易のために融資を提供した後、区内および国外で貿易再融資業務を取り扱い、自主的に再融資通貨種類を選択し、通貨リスクを管理することができる。
- (3) 企業および金融機構が中国人民銀行手形取引基礎施設に依って関連する貿易融資および再融資を取り扱うことを支持する。

6. クロスボーダー持分投資業務を展開することを支持する

- (1) 区内で設立した持分投資プロジェクト会社および持分投資ファンドは、金融機構の分離記帳勘定ユニットにおいて口座を開設し、区内および国外に資金を募集してクロスボーダー持分投資を展開することができる。

(2) クロスボーダー持分投資はグリーン投資、科学技術革新投資等の理念を遵守しなければならない。重点的に、上海科学技術革新センターの建設領域、グリーン環境保護、「一帯一路」建設関連等の領域に投入し、実体経済の資本実力強化を支持する。

7. 「一帯一路」および「走出去（海外進出）」企業のために各種クロスボーダー金融サービスを提供することを支持する

- (1) 「一帯一路」および「走出去」を支持するために、国外の中資企業、合弁合作企業等は統一の与信枠組のもと、金融機構の分離記帳勘定ユニットにおいて口座を開設し、自社の商務交渉で約定した条件に基づき投資および国外プロジェクトの工事類に関連する手付金および前払金等のクロスボーダー決済、当地で展開する商務、貿易、投資活動に必要な国際およびクロスボーダー決済為替、担保、融資、流動性およびリスク管理等の業務を取り扱うことができる。
- (2) 「一帯一路」建設を支持するため、金融機構は自行のサービス提供能力に基づき、国外企業のために分離記帳勘定ユニットによるクロスボーダー金融サービスを提供し、当地、クロスボーダーおよび国際商業・貿易投資活動に関連する必要の決済・為替および投資融資等の業務を取り扱うことができる。
- (3) 金融機構が区内および国際市場に依って、サービスおよび技術革新を通じて企業およびプロジェクトのために各種リスクの解消、リスクへの参与およびリスク分散サービスを提供し、「一帯一路」建設および企業の「走出去」を促進することを支持する。

8. 同業自律のもとでクロスボーダー金融サービス効率の引き上げを支持する

- (1) 銀行が「業務展開三原則」およびリスクコントロール管理を完善化する基礎の上に、顧客にネットバンキングサービスを含む利便化資金決済サービスを提供し、クロスボーダー金融サービスの開放度および各種決済の効率をさらに引き上げることを支持する。
- (2) 上海市金融機構は同業規範等の形式を通じて各種サービスの業界準則および規範を構築し、さらに口座の各種業務の手続フローを最適化し、醜劣を競う業務展開現象の出現を防止することができる。

9. 着実にアンチ・マネーロンダリング、アンチ・テロ融資および反租税回避の審査を展開する

金融機構、支払機構および市場取引プラットホームは、実体経済のために各種クロスボーダー金融サービスを提供する過程において、市場需要に応えてサービス内容を拡張すると同時に、リスクを根本とする基本理念を具体化し、リスク水準と相応するコントロール措置を実施し、アンチ・マネーロンダリング、アンチ・テロ融資および反租税回避審査を強化し、各種アンチ・マネーロンダリング義務を厳格に履行し、顧客の身分識別を適切に遂行し、資金モニタリングを強化し、規定に基づき大口および疑わしい取引のレポートを報告し、顧客の身分資料および取引記録を適切に保管し、着実にマネーロンダリング、テロ融資および租税回避リスクを防止する。

10. 「金融プレーデンスの例外」をネガティブリストとするクロスボーダー金融サービス監督管理をさらに完善化する

- (1) 銀総部発[2014]46号文の基礎の上に、リスク・プレーデンス管理の枠組をさらに完善化し、「金融プレーデンスの例外」をネガティブリストとするクロスボーダー金融サービス監督管理を展開し、自賀区の開放度の高い金融運行のためにリスク安全メカニズムを構築する。

- (2) プルーデンスの考慮から出発し、中国人民銀行上海本部は金融機構が提供するクロスボーダー金融サービスに対して関連措置を採り、投資者、預金者、保険証券所有者もしくは金融サービスの提供者を受託人とする信託委託人の利益を保護する措置、もしくは金融体制の完全および安定を確保する措置を含む。
- (3) 中国人民銀行上海本部は、マクロプルーデンスの原則に基づきクロスボーダー金融サービスおよびクロスボーダー資金流動に対して管理を行う。

(中国語原文)

中国人民银行上海总部
银总部发〔2016〕122号

关于进一步拓展自贸区跨境金融服务功能支持科技创新和实体经济的通知

上海市各金融机构：

现将《关于进一步拓展自贸区跨境金融服务功能支持科技创新和实体经济的通知》印发给你们，请遵照执行。

附件：关于进一步拓展自贸区跨境金融服务功能支持科技创新和实体经济的通知

中国人民银行上海总部

2016年11月18日

附件：

关于进一步拓展自贸区跨境金融服务功能支持科技创新和实体经济的通知

根据《进一步推进中国（上海）自贸试验区金融开放创新试点加快上海国际金融中心建设方案》（银发〔2015〕339号第（一）及第（二）条），现就中国（上海）自由贸易试验区进一步拓展跨境金融服务功能支持上海科创中心建设和实体经济的有关事项通知如下：

一、支持为上海科技创新等中心建设中的海外引进人才提供相关服务

（一）为便利引进海外人才，服务具有全球影响力的科技创新等中心的建设，支持金融机构在分账核算单元为以下人员开立账户：

- 1、符合相关认定标准的外籍高层次人才；
- 2、在“上海科技创新职业清单”内机构就业、持有境外永久居留证的中国籍人才；
- 3、在中国注册的国际性组织中工作并按国际雇员管理的个人；
- 4、其他符合条件的在“上海科技创新职业清单”内机构就业境外个人等。

（二）服务可包括与其境内就业和生活相关的各项金融服务；境外医疗保健、子女教育、赡家费用等相关的跨境金融服务，包括原住国/地区的物业费用、还房屋按揭贷款、消费贷款、支付公积金和养老保险、购买医疗保险、支付公用事业费用、相关捐赠等；参与境内外股权激励计划相关的金融服务；开展投资、财富管理等区内及境外资本项下业务的相关金融服务；支持

条件成熟时，按有关规定进入境内相关市场投资。

- (三) 银行应凭上海市公安局出入境管理局核发的《中华人民共和国外国人居留许可》（居留事由为工作且备注栏注明“人才”，或居留事由为工作并同时提供“上海科技创新职业清单”内机构的就业证明，或中国永久居留证）以及本人有效身份证件（护照、侨居海外的永久居留证等带有照片的身份证件），按“展业三原则”对符合上述条件的人员进行实名认证后，为其开立账户并提供相关服务。在分账核算单元下办理的，账号前缀应以 FTF 开头。
- (四) 上述人员开立的账户收入来源应为本人境内外合法收入；不得为他人代收代付。

二、支持金融机构按科技创新生命周期规律提供全程全方位跨境服务

在现有本外币账户服务基础上，金融机构可以依托分账核算单元为科技创新提供全生命周期的各项跨境金融服务：

- (一) 创意期和研发期。支持金融机构为服务科技创新初期的创智天地、孵化器、技术收储等经营主体吸收并开展种子基金、天使基金等跨境投融资活动提供相关的跨境金融服务。境外种子基金、天使基金等在分账核算单元开立账户向境内科技创新主体办理投资相关的结算等业务。
- (二) 成果转化期和成长期。支持金融机构为科技创新早期的企业吸收风投资本、境外融资以及开展技术贸易等提供相关的自由贸易账户跨境金融服务。境外风投资本、融资提供主体等相关主体在分账核算单元开立账户向境内科技创新主体办理投资相关的结算等业务。
- (三) 发展期和成熟期。支持金融机构为科技创新中后期的企业开展跨境筹资、增资扩股、上市、收购兼并、技术贸易、特许经营、资金集中管理等提供相关跨境金融服务。
- (四) 金融机构在为上述业务提供相关服务时应切实遵循跨境交易真实性、合规性原则。

三、支持银行为跨境电子商务提供跨境结算服务

根据《国务院办公厅关于促进跨境电子商务健康快速发展的指导意见》（国办发〔2015〕46 号）和《关于促进本市跨境电子商务发展的若干意见》（沪办发〔2015〕32 号），支持上海地区的银行和支付机构为跨境电商企业提供基于自由贸易账户的跨境金融服务。

- (一) 上海地区的银行直接为跨境电商企业提供服务。银行可为注册在区内的跨境电子商务企业开立账户，提供基于该企业开展的真实跨境电子商务所需的跨境本外币结算服务。跨境电商企

业的外币结算业务应坚持“谁出口，谁收汇；谁进口，谁付汇”的原则。跨境电子商务交易电子底单信息流应作为重要业务资料留存备查。

- (二) 银行与支付机构合作为跨境电商企业提供服务。上海地区的银行应审慎选择拟合作的支付机构，在确保备付金安全的基础上，可为符合条件且已取得互联网支付业务许可的上海市支付机构法人开立账户，提供基于真实跨境电子商务的本外币跨境支付服务。
- (三) 银行直接或与支付机构合作为跨境电商企业提供跨境结算业务，应按规定填报并留存境内银行涉外收付相关凭证。
- (四) 支付机构的客户备付金跨境本外币支付业务须遵照《支付机构客户备付金存管办法》及中国人民银行和国家外汇管理局其他相关客户备付金监管要求执行。
- (五) 银行应与支付机构签订办理跨境电子商务本外币支付业务的协议并报人民银行上海总部备案。银行应按照中国人民银行和国家外汇管理局有关规定负责对通过支付机构办理的本外币跨境支付业务的真实性及合规性进行审核。
- (六) 支付机构向银行提交的本外币跨境支付业务应具有真实合法的货物贸易和服务贸易交易背景（暂限于货物贸易以及服务项下的留学教育、航空机票、酒店住宿等三项）。同时，应符合国家有关法律法规，履行反洗钱、反恐怖融资审核职责，并保留相应交易记录，配合国家有关部门的检查。

四、支持为跨国企业集团提供全功能型跨境双向人民币资金池等资金集约化管理服务

支持跨国企业集团设立在岸的全功能型跨境人民币资金池，集中管理全球人民币资金。

- (一) 根据董事会授权，跨国企业的区内或境外机构可设立全功能型的跨境双向人民币资金池，开展集团内跨境资金集中管理。
- (二) 开展全功能型资金池业务的跨国企业集团应至少包含三家或以上的境内外生产及经营型成员企业（被列为出口重点监管企业名单内以及货物贸易外汇分类等级为B、C类的企业除外），并能够提交完整年度的真实的财务会计报表。参池成员企业与其他跨境资金池不重合。
- (三) 全功能型资金池运行中可根据银企账户协议接受日间及隔夜透支服务。
- (四) 全功能型资金池支持境外成员企业与区内的主办企业之间或境外主办企业与区内成员企业之

间自行选择货币进行资金归集。境外主办企业或区内主办企业与境内区外成员企业之间应以人民币进行资金归集，人民币资金“二线”归集遵循跨境融资宏观审慎管理框架下的双向上限管理模式，即：跨境人民币资金净流出（入）额上限=资金池应计所有者权益*宏观审慎政策系数，宏观审慎政策系数为1。中国人民银行上海总部可根据国际收支形势变化和市场需求进行调节。

- (五) 中国人民银行上海总部探索负面清单管理模式，支持全功能型资金池账户用于满足集团内成员间的经营性融资需求、以保值增值为目标的财务管理需求、集团内及供应链上集中收付需求等，严格控制资金用于非自用房地产和股票市场投资。全功能型资金池可按有关规定进入境内相关市场开展投资，支持集团总部实现人民币资金在岸集约化管理。
- (六) 参与全功能型资金池跨境资金归集的应为企业产生自生产经营活动和实业投资活动的现金流，外部融资产生的现金流暂不得参与归集。在实际操作中，暂按扣除未偿银行贷款余额掌握。
参池成员企业被动态调整入出口重点监管企业名单或货物贸易外汇分类等级B、C类的，期间不再参与全功能型资金池的资金归集业务。
- (七) 金融机构应按“展业三原则”做好反洗钱、反恐怖融资以及反逃税等相关工作，对全功能型资金池内的资金兑换和汇划加强适当性评估和真实性审核。
- (八) 金融机构应配合中国人民银行上海总部做好对所建全功能型资金池跨国企业集团及参与成员企业的系统信息初始化工作，并确保数据报送的及时、完整、准确。

五、支持金融机构开展国际贸易融资和再融资业务

- (一) 支持金融机构通过分账核算单元为企业提供本外币国际贸易融资。国际贸易融资应以真实合法的国际贸易为前提。
- (二) 金融机构为国际贸易提供融资后可在区内及境外办理贸易再融资业务，自主选择再融资币种，管理货币风险。
- (三) 支持企业和金融机构依托中国人民银行票据交易基础设施办理相关的贸易融资和再融资。

六、支持开展跨境股权投资业务

- (一) 区内设立的股权投资项目公司和股权投资基金，可在金融机构分账核算单元开立账户向区内

及境外募集资金开展跨境股权投资。

- (二) 跨境股权投资应遵循绿色投资、科创投资等理念。应重点投向上海科创中心建设领域、绿色环保、“一带一路”建设相关等领域，支持实体经济增强资本实力。

七、支持为“一带一路”和“走出去”企业提供各项跨境金融服务

- (一) 为支持“一带一路”和“走出去”，境外中资企业、合资合作企业等可在统一授信框架下在金融机构的分账核算单元开立账户，根据自身商务谈判约定的条件办理与投资及境外项目工程类相关的定金和预付款等的跨境结算、在当地开展的商务、贸易、投资活动所需的国际及跨境结算汇兑、担保、融资、流动性以及风险管理等业务。
- (二) 为支持“一带一路”建设，金融机构可根据自身服务提供能力为境外企业提供分账核算单元跨境金融服务，办理当地、跨境以及国际商贸投资活动相关所需的结算汇兑和投资融资等业务。
- (三) 支持金融机构依托区内及国际市场，通过服务和技术创新为企业及项目提供各类风险化解、风险参与以及风险分散服务，促进“一带一路”建设和企业“走出去”。

八、支持同业自律基础上提高跨境金融服务效率

- (一) 支持银行在完善“展业三原则”和风险内控管理基础上，向客户提供包括网银服务在内的便利化资金结算服务，进一步提高跨境金融服务的开放度和各项结算的效率。
- (二) 上海市金融机构可通过同业规范等形式建立各项服务的行业准则和规范，进一步优化账户各项业务的办理流程，防止出现竞劣展业现象。

九、切实开展反洗钱、反恐怖融资和反逃税审查

金融机构、支付机构以及市场交易平台为实体经济提供各项跨境金融服务的过程中，在响应市场需求拓展服务内容的同时，应当落实风险为本的基本理念，实施与风险水平相适应的控制措施，强化开展反洗钱、反恐怖融资和反逃税审查，严格履行各项反洗钱义务，做好客户身份识别，加强资金监测，按规定上报大额及可疑交易报告，妥善保存客户身份资料及交易记录，切实防范洗钱、恐怖融资和逃税风险。

十、进一步完善以“金融审慎例外”为负面清单的跨境金融服务监管

- (一) 在银总部发〔2014〕46号文基础上,进一步完善风险审慎管理框架,开展以“金融审慎例外”为负面清单的跨境金融服务监管,为自贸区高开放度的金融运行构建风险安全机制。
- (二) 从审慎考虑出发,中国人民银行上海总部可对金融机构提供的跨境金融服务采取有关措施,包括保护投资者、储户、保险单持有人或者以金融服务提供者为受托人的信托委托人利益的措施,或者是确保金融体制完整和稳定的措施。
- (三) 中国人民银行上海总部按宏观审慎原则对跨境金融服务及跨境资金流动进行管理。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**: 本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**: 本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**: 本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**:
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。